(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月四日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年九月四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 占用を制限する区域　千歳市支笏湖温泉支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一七五林班ル小班から同市支笏湖温泉支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一八〇林班い[1]小班まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月四日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○沖縄総合事務局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月四日

沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県国頭郡金武町字金武字謝原一二四二二番二地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月四日

○沖縄総合事務局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月四日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業九・七・一号沖縄都市モノレール

三　事業施行期間　自平成二十九年九月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県浦添市前田二丁目及び前田三丁目地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、八月三十一日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　職員宿舎に関する事項

附　則

この規程は、平成二十九年八月三十一日から施行する。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○農林水産大臣臨時代理解職

同　中川　雅治

農林水産大臣齋藤健帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月二十八日）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　伊原　純一

国際労働機関理事会日本政府代表を命ずる

（大臣官房総合政策・政策評価審議官）厚生労働事務官　岸本　則惠

国際労働機関理事会日本政府代表代理を命ずる

（東京労働局長）同　勝田　智明

国際労働機関理事会日本政府代表を免ずる

（在フランス日本国大使館公使）

外務事務官　堀内　俊彦

博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる

（大臣官房審議官）同　川村　博司

博覧会国際事務局総会日本政府代表を免ずる（以上八月二十九日）

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　小此木八郎

国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月三十日）

（新潟簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　小林　孝史

願に依り本官を免ずる

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　福島　政幸

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上八月三十一日）

環境省

（大臣官房環境計画課企画官）今井　孝

辞職を承認する

（国立研究開発法人国立環境研究所総務部長）鈴木　義光

大臣官房付に採用する

辞職を承認する

（水・大気環境局総務課越境大気汚染情報分析官）石飛　博之

辞職を承認する（以上八月三十一日）

（大臣官房会計課課長補佐）野口　竹志

大臣官房環境計画課企画官に昇任させる（九月一日）

最高裁判所

福岡高等裁判所判事　大工　強

前橋家庭裁判所判事に補する

前橋家庭裁判所所長を命ずる

神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　西井　和徒

福岡高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

福岡簡易裁判所判事に補する

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　黒田　豊

神戸地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

神戸簡易裁判所判事に補する（以上八月二十九日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事田中義則は八月二十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

判事沼田寛は八月二十八日限り定年退官